

大石田町 2040 ビジョン（仮称）等策定支援業務委託仕様書

1. 事業の背景・目的

2040年、大石田町は人口減少と少子高齢化により、住民サービスの維持が困難になると予測されており、特に税収の減少による財政難、インフラの老朽化が深刻化すると予測されている。

これらの課題を「町の未来を創るチャンス」と捉え、住民と行政が一緒に考え、行動しながら、持続可能な地域づくりに取り組んでいかなければならない。

本業務では、大石田町のデジタル社会の未来の姿に関する対話を行うワークショップ等を実施するとともに、ワークショップ等の結果を分析し、大石田町が目指す未来の姿を可視化した「大石田町 2040 ビジョン（仮称）」の策定支援を行う。

2. 実施内容

(1) 委託業務名 大石田町 2040 ビジョン（仮称）等策定支援業務委託

(2) 委託期間 契約締結の日から令和8年1月30日まで

(3) 業務内容

① インタビュー実施

ア 概要

町内各地域で町民グループへのインタビューを実施する。インタビューでは、町内各地へ赴き、大石田町のデジタル社会の未来への意見や、解決したい課題等を聞き取ることで、後日開催するワークショップや大石田町 2040 ビジョン（仮称）（以下、「ビジョン」という）策定に向けた情報収集を行う。

イ 基本的な構成イメージ

- ・町内3か所程度を訪問し、町民が考える自身や大石田町の未来への期待、未来に向けて解決したい現在の課題などを聞き取る。
- ・インタビューは、町民に対して2040年の世界で起こりうる状況についての共通理解を促すため、大石田町の現状を踏まえた説明資料を作成し、行うこと。
- ・インタビュー経験のあるモデレーターを起用する等、インタビュー参加者からの有効な意見を聞き取るための工夫を行うこととし、実施案を提案すること。
- ・インタビューの際には、ワークショップの告知を併せて行うこと。

ウ 訪問先

- ・訪問先は、大石田町が関係団体と調整のうえ決定することとする。受注者は、訪問に必要な車両や設備等の必要機材について手配するとともに、インタビュー実施に係る現地でのオペレーションを担うこととし、実施体制について提案すること。

② ワークショップ実施

ア 概要

ビジョンの策定を見据え、町民が大石田町のデジタル社会の未来に期待すること、望む姿を共有するためのワークショップを実施する。

イ 実施イメージ

ワークショップの実施は、現地での対面形式とする。

ワークショップは、ビジョンの策定に向けて以下を実現することを目的としており、ワークショップの内容や構成、テーマの検討やファシリテーターの選定、シナリオ作成、資料の作成、参加者の募集等を含む、適切な運用方法について提案すること。詳細については、企画提案書の提案内容をもとに大石田町と協議の上、正式に決定することとする。

- ・ 町民からの意見や希望を聞き取ることが目的としているため、専門的なファシリテーション技術を持った者により参加者からの積極的な発言を促す場とする。
- ・ インタビューと同様に共通理解を促すための説明資料により、参加者に 2040 年の姿を知ってもらうとともに、どのような未来が来てほしいか、未来に向けてどんな課題を解決したいか等の対話を行う。

ウ 開催方法

- ・ ワークショップは広く参加者を募り、1 回の参加者は 20 人程度、4 回（住民向け 3 回、職員向け 1 回）実施することとする。可能な限り参加者の多様性が確保できるよう努めるものとする。
- ・ ワークショップを開催するにあたり必要なツールについては、受注者において準備すること。
- ・ 最終的な開催方法については、大石田町と協議の上、正式に決定することとする。

エ 事前準備・当日の運営・事後まとめ等

- ・ ワークショップの内容や構成、ファシリテーター等必要な人材の選定、シナリオ作成、資料の作成、参加者の募集告知、必要に応じてオンライン会議ツールの準備等を行うこと。
- ・ 開催にあたっては、SNS 等の WEB 媒体等を活用し、効果的な集客に努めることとし、告知方法について提案すること。

オ 当日の運営

- ・ ワークショップの進行、ファシリテーション、議論の取りまとめ、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行うこと。
- ・ ビジョンの策定に必要な情報の収集のため、ワークショップの様子は録画することとし、その旨について事前に参加者に周知を行うこと。

③ビジョンの策定支援

ア 概要

2 (3) ①で実施するインタビュー及び②で実施するワークショップで収集した意見をもとに、大石田町のデジタル社会推進に向けて町民が期待すること等を取りまとめたビジョンを作成する。

イ 基本的な構成イメージ

- ・ビジョンは、庁内各課の個別のDX事業の目標やスケジュールを取りまとめるようなアクションプランではなく、今後役場内外の様々な関係者と大石田町のデジタル社会形成について議論を進めるにあたっての参考資料として作成する。

【想定される項目】

- DXに関する基本事項についての章（A4 数ページ程度）：大石田町の現状、DXとは何か、大石田町におけるDX推進の取組等
- ワークショップ及びインタビューの結果についての章（A4 数ページ程度）：2 (3) ①及び②で実施するインタビュー及びのワークショップ実施概要、同インタビュー及びワークショップで聞き取った大石田町のデジタル社会の未来に関する意見、大石田町役場に期待されていること等
- 町民からの意見等を踏まえた大石田町が目指す未来の姿及び検討課題（大石田町役場に期待されていること）のまとめ（A4 数ページ程度）
- ・ビジョンは、大石田町のDX推進に向けた方向性について、ワークショップ等を通じた町民の意見からキーワードを抽出し、各関係者と共有することを前提とするため、取りまとめに当たっては第三者にとって分かりやすく、読みやすい表現とし、デザインについて工夫することとし、ビジョンの内容等を提案すること。
- ・ビジョンは、今後、政策や事業の参考とすることを想定しているが、庁内各課の個別のDX事業の目標やスケジュールを取りまとめるようなアクションプランではないのでご留意いただきたい。
- ・2 (3) ①及び②で実施するインタビュー及びワークショップ以外にも、ビジョン策定の参考となる情報の収集等についても必要に応じて実施すること。
- ・最終的なビジョンの構成については、大石田町と協議の上、正式に決定することとする。

④ 2040 変革推進戦略・実行計画・行動指針の策定支援

- ・ビジョンを基にビジョン達成に向けた2040変革推進戦略（以下、「戦略」という）を作成すること。また、役場職員が実行に移していくための5か年のアクションプランを2040変革推進実行計画（以下、「実行計画」という）として作成し、目標達成のために役場組織や職員が守るべき、行動の基準や原則を2040変革推進行動指針（以下、「行動指針」という）として作成すること。なお、実行計画及び行動指針は、戦略に含める形で記載すること。

- ・実行計画および行動指針の作成にあたっては、先行自治体の事例等を参考に、素案を提案し、大石田町と協議のうえ、とりまとめを行うこと。
- ・行動指針は、大石田町全庁の指針となることから、役場職員の考えや想いを引き出し言語化するとともに、言葉の選び方や表現方法などを吟味すること。

⑤共通

ア スケジュール

- ・ワークショップの実施は10月上旬から10月中旬ごろを想定している。できるだけ多くの方に参加してもらいやすいよう、実施日、実施時間を提案すること。
- ・最終的な実施スケジュールは大石田町と調整の上確定すること。
- ・ビジョン及び戦略は、令和7年12月上旬ごろまでに第1稿を提出すること。その後、大石田町の確認及び大石田町議会の意見等を踏まえて掲載事項を整理し、体裁やデザイン等を整え第2稿を令和8年1月30日までに提出すること。

イ その他

- ・2（3）①から④の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとする。

3 成果品

① ビジョン（概要版を含む）の最終（第2稿）データ

- ・ビジョンの最終稿データを冊子としての印刷が可能な電子データとして提出すること。併せて、編集が可能なデータを提出すること。
- ・ファイル形式等詳細については、大石田町と協議の上、決定することとする。
- ・納期は、契約期間内で大石田町が指定する日とする。

② 戦略（実行計画及び行動指針を含む）の最終（第2稿）データ

- ・戦略の最終稿データを冊子としての印刷が可能な電子データとして提出すること。併せて、編集が可能なデータを提出すること。
- ・ファイル形式等詳細については、大石田町と協議の上、決定することとする。
- ・納期は、契約期間内で大石田町が指定する日とする。

③ 業務報告書

- ・ワークショップ及びインタビューの概要、ビジョン策定の経緯等を含む業務報告書を冊子としての印刷が可能な電子データとして提出すること。併せて、編集が可能なデータを提出すること。
- ・ファイル形式等詳細については、大石田町と協議の上、決定することとする。
- ・納期は、契約期間内で大石田町が指定する日とする。

4 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権（昭和45年法律第48号）法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち大石田町又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した

二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって大石田町に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラスト等については、大石田町が制作する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。

- (2) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受注者以外の第三者に帰属している場合は、受注者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、大石田町に譲渡するものとする。
- (3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受注者に留保されている著作物については、大石田町が成果品を自ら利用するために必要な範囲において大石田町及び大石田町が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受注者は、大石田町が成果品を利用するために必要な範囲において大石田町及び大石田町が指定する者が利用することについて、当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 大石田町は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受注者は、(1)に基づき大石田町に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受注者は、(2)に基づき大石田町に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)(7)の著作者人格権の不行使は、大石田町が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

5 その他

- (1) 本業務は、大石田町財務規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書によって行う。
- (2) 受注者は、契約後、速やかに本仕様書、提案書に基づき大石田町と業務工程や作業内容について調整を行い、スケジュール、プロジェクト管理（進捗管理等）方法、体制等を記載したプロジェクト計画書を作成すること。また、プロジェクト計画書に従い本業務のプロジェクト管理を行い、進捗状況等について定期的に報告すること。
- (3) ビジョン等作成にかかる大石田町からの問い合わせに対し、提案や助言を行うこと。
- (4) ビジョン等の策定にかかる大石田町との会議、打合せに参画し、ファシリテーション、論点整理を行うこと。会議の参画については、WEB会議形式での参加も可とする。また、会議、打合せを実施した際は、当該会議、打合せの議事録を作成し提出すること。

と。

- (5) この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この規定は、業務終了後も適用する。
- (6) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ必要事項を記載した書面を大石田町に提出し、大石田町の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱関特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 本業務の実施にあたっては、大石田町と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (9) 本業務の実施にあたっては、保険の加入等必要な手続きを取ること。
- (10) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、大石田町は、契約金額以上の費用を負担しない。
- (11) 大石田町は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、業務を一時中止し、若しくは実施期間を変更することができる。この場合において、予算額、履行期限を変更する必要があるときは、大石田町と受注者が協議して書面によりこれを定める。
- (12) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は契約書及び仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに大石田町と協議のうえ実施するものとする。

以上